

東松島市矢本地区海岸防災林（新堀向国有林内）の
再生に向けた活動に関する変更協定書

宮城北部森林管理署長（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 日本の森バイオマスネットワーク 理事長 佐々木 豊志（以下「乙」という。）は、平成27年2月13日付けで締結した「東松島市矢本地区海岸防災林（新堀向国有林内）の再生に向けた活動に関する協定書」第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）について、協定書第18に基づき、下記のとおり変更するので、その変更内容の証とするため、本変更協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

記

1 第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

名称「グリーンパートナーの森」を「NTT 東日本みやぎの森」に変更する。

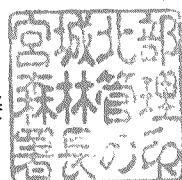
2 変更の事由

活動の実施に伴う変更。

平成28年12月16日

(甲) 宮城県大崎市古川東町5-32

宮城北部森林管理署長 相澤 肇



(乙) 宮城県栗原市鷲沢袋島巡44-7 2F

特定非営利活動法人

日本の森バイオマスネットワーク

理事長 佐々木 豊志

